

2018年8月3日

各 位

運賃の過剰収受に関するお詫びとお知らせ

立川バス株式会社

この度、立 25 系統「イオンモール～立川駅北口」の一部区間において、お客様から過剰に運賃を収受していた事実が判明いたしました。

ご利用いただきましたお客さまには、多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今般の事態を重く受け止め、今後再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。なお、現在は適切な運賃を収受しております。

#### 1. 過剰収受の内容

- (1) 期 間：2018年7月1日～2018年8月1日 14：00 まで
- (2) 営 業 所：上水営業所
- (3) 系 統：立 25 系統 イオンモール（玉川上水駅経由）立川駅北口
- (4) 対象区間：
  - ①「玉川上水駅入口（玉川上水駅経由）泉市民体育館～新立川航空 間」  
現金運賃額（正運賃：180 円、誤運賃：200 円、過収受額：20 円）  
I C 運賃額（正運賃：175 円、誤運賃：195 円、過収受額：20 円）
  - ②「玉川上水駅入口（玉川上水駅経由）高松町二丁目～立川駅北口 間」  
現金運賃額（正運賃：230 円、誤運賃：260 円、過収受額：30 円）  
I C 運賃額（正運賃：227 円、誤運賃：258 円、過収受額：31 円）
- (5) 対 象 者：当該 1 路線・区間において、I C カードおよび現金でご利用のお客様
- (6) 件 数：I C カード及び現金ご利用総件数 61 件
  - I C カードご利用件数 40 件 左記で過収受した金額 789 円
  - 現金 ご利用件数 21 件 左記で過収受した金額 630 円

#### 2. 原 因

当社担当者が、バス車内の運賃表示器のシステムに入力する運賃区界の設定を誤ったため、誤った金額となってしまったため。

#### 3. 対 応

8月1日に運賃表示器の制御データを変更し、適切な運賃収受を図りました。尚、玉川上水駅を経由しない場合の玉川上水駅入口から立川駅北口間については、正規運賃となっております。

#### 4. 再発防止策

「運賃データ作成時の業務フロー」の徹底と、複数名によるチェックを実施し確認機能を図ります。

#### 5. 過剰収受の対象となるお客さまへの対応について

上記路線・区間を当該期間中にご利用いただいたお客さまには、ご利用時の状況などを

お伺いし、過剰收受した運賃を返金させていただきます。

6. 本件に関するお問い合わせ

立川バス株式会社 電話042-524-3111

平日9:00~17:50

以 上